

令和2年那審第14号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年2月16日01時22分

沖縄県石垣港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.71トン

登 録 長 9.16メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 94キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和57年2月に進水したレーダーを装備しないFRP製漁船で、船体後部に操舵室を設けて舵柄で操舵を行い、操舵室内左舷側にGPSプロッター及び磁気コンパスを、右舷側に機関操作レバーをそれぞれ備え、a受審人が単独で乗り組み、引き縄漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年2月16日01時13分沖縄県石垣漁港を発し、同漁港西方25海里沖合の漁場に向かった。

ところで、石垣港は、沖縄県石垣島の南西部に位置し、港内北部に石垣漁港があり、同漁港西方には防波堤（西）、その西方に防波堤（沖西）、さらに西方沖合700メートルにも防波堤（以下「沖合防波堤」という。）がそれぞれ築造され、同防波堤南西方沖合100メートルのところに石垣港第3号灯浮標（以下「3号灯浮標」という。）が敷設され、同灯浮標の南側には航行するに十分な海域があり、沖合防波堤南西端には黄色の簡易標識灯（以下「沖合防波堤標識灯」という。）が設置されていたものの、当時は消灯していた。

また、a受審人は、約70年間小型漁船で漁業に従事し、石垣漁港を基地として前示漁場で日帰り操業を行い、平素出航時、3号灯浮標を左舷前方に見て、沖合防波堤と同灯浮標の間を航行し、沖合防波堤標識灯が約4箇月前から消灯していることを承知していた。

a受審人は、防波堤（西）の東側を南下し、同防波堤を航過後、01時18分半石垣港沖西防波堤灯台から219度（真方位、以下同じ。）190メートルの地点で、針路を303度に定め、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したとき、沖合防波堤が正船首方690メートルとなり、同防波堤の周囲に敷設された消波ブロックに向首接近する態

勢となったが、平素のとおり 3 号灯浮標を左舷前方に見て航行して支障ないと思い、同灯浮標を右舷前方に見てその南側を航行するなど、針路の選定を適切に行わなかった。

こうして、a 受審人は、沖合防波堤の周囲に敷設された消波ブロックに向首し、3 号灯浮標を左舷前方に見ながら続航中、01 時 22 分石垣港沖西防波堤灯台から 289 度 740 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、同消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 4 の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を、プロペラ翼及び舵板に曲損を生じ、僚船にえい航されて石垣漁港に回航された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、石垣港において、沖合防波堤標識灯が消灯している状況下、出航する際、針路の選定が不適切で、沖合防波堤周囲に敷設された消波ブロックに向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、石垣港において、沖合防波堤標識灯が消灯している状況下、出航する場合、同標識灯が消灯していることを承知していたのだから、沖合防波堤に接近することがないように、3 号灯浮標を右舷前方に見てその南側を航行する針路に転じるなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のとおり 3 号灯浮標を左舷前方に見て航行して支障ないと思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、沖合防波堤の周囲に敷設された消波ブロックに向首進行して乗揚を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月2日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明